日調連発第３５５号
令和５年２月１６日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法定相続情報証明制度に関するＱ＆Ａ（改訂版）の送付について

標記のＱ＆Ａにつきましては、平成29年9月11日付け日調連発第140号をもって「法定相続情報証明制度に関するＱ＆Ａ」を送付し、その後、平成29年12月20日付け日調連発第240号をもって「法定相続情報証明制度に関するＱ＆Ａ（平成29年12月追加）」、平成30年3月19日付け日調連発第306号をもって「法定相続情報証明制度に関するＱ＆Ａ（平成30年3月追加）」を送付したところでありますが、この度、別添のとおり同Ｑ＆Ａを改訂しましたので送付します。

別添

法定相続情報証明制度に関するＱ＆Ａ（改訂版）

（凡例）

法：不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）

令：不動産登記令（平成１６年政令第３７９号）

規則：不動産登記規則の一部を改正する省令（平成２９年法務省令第２０号）による改正後の不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）

準則：不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号民事局長通達）

施行通達：不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて（平成２９年４月１７日付け法務省民二第２９２号民事局長通達）

改正通達：法定相続情報証明制度に関する事務の取扱いの一部改正について（平成３０年３月２９日付け法務省民二第１６６号民事局長通達）

Ｑ	Ａ
法定相続情報証明制度創設について（総論） Ｑ１　法定相続情報証明制度創設の目的は何か。	Ａ１　現在の相続手続では、亡くなった人の戸除籍謄本等の束を、相続手続を取り扱う各種窓口に何度も出し直す必要がある。「法定相続情報証明制度」では、登記所（法務局）に戸除籍謄本等の束を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を出すことにより、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付する。その後の相続手続は、法定相続情報一覧図の写しを利用することで、戸除籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなり、登記手続を始め、様々な相続に関する手続で活用されることが見込まれている。

Ｑ２　法定相続情報一覧図つづり込み帳とは何か。	Ａ２　登記所には、法定相続情報一覧図つづり込み帳を備えることとされた（規則第１８条第３５号）。また、法定相続情報一覧図つづり込み帳には、法定相続情報一覧図及びその保管の申出に関する書類をつづり込むこととされた（規則第２７条の６）。 　法定相続情報一覧図を適正に保管するためには、法定相続情報一覧図つづり込み帳を備える必要がある。この法定相続情報一覧図つづり込み帳につづり込む書類としては、法定相続情報一覧図のほか、申出書、申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。）及び代理人の権限を証する書面が該当する。 （民二第２９２号民事局長通達）
Ｑ３　法定相続情報一覧図とは何か	Ａ３　一覧図の写しは、相続手続に必要な範囲で、複数通発行可能。法定相続情報一覧図の保管期間中（５年間）は、一覧図の写しを再交付することが可能。ただし、再交付を申出することができるのは、

	当初、一覧図の保管等申出をした申出人に限られる（他の相続人が再交付を希望する場合は、当初の申出人からの委任が必要）。推定相続人の廃除があった場合に、法定相続情報一覧図には、原則、その廃除された者の記載がされない。
Ｑ４　法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出は代理人によってできるのか。また、職務上請求により戸籍等の取得はできるのか。	Ａ４　前段、可能である。代理人が申出する場合は、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名を申出書に記載する必要がある。また、申出人のその委任による代理人にあっては、その親族又は戸籍法第 10 条の 2 第 3 項に掲げるもの（いわゆる士業者）に限定されている（規則第 247 条第 2 項 2 号）。なお、親族については、民法に規定する親族をいう。 後段、可能である。戸籍法第 10 条の 2 第 1 項各号に定める事由を有する者から申出を行うことの委任を受けた戸籍法第 10 条の 2 第 3 項に掲げるもの（いわゆる士業者）は、職務上請求により戸籍等の取得ができる。
Ｑ５　法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出のみの受託はできるのか。また、申出書のひな形及び一覧図のひな形はあるのか。	Ａ５　前段、可能である。ただし、一覧図及び申出書は一定の相続手続を行う事を目的と

	して作成されるものであり、申出書には利用目的も記載することから、一覧図の写しの交付を受けることのみを目的とすることはできないことに注意が必要である。 　後段、申出書については、別記第 1 号様式が示されている。また、法定相続情報一覧図については、法務局ウェブサイトに掲載されている。
Ｑ６　法定相続情報一覧図保管及び一覧図の写しの交付の申出はどこにするのか。	Ａ６　被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対してすることができると規定されている(規則第 247 条第 1 項)。その際、郵送による申出も可能とされている。申出をすることができる登記所は、申出人の利便性を考慮して申出人による選択が可能となっている。 　例えば、申出人が東日本大震災における電子力発電所の事故により避難している避難者については、当該避難者の避難場所の地を管轄する登記所に対して申出をすることができる。
Ｑ７　代理人によって申出をする場合、代理人の権限を証する書面としてどのような書面が必要と	Ａ７　法定代理人と任意代理人によって異なる。

なるのか。	ア　法定代理人の場合 ・親権者及び未成年後見人→未成年者に係る戸籍謄本等 ・成年後見人又は代理権付与のある保佐人・補助人→後見登記等の登記事項証明書 ・不在者財産管理人・相続財産管理人の場合→選任に係る審判書 イ　任意代理人の場合 ・親族→申出人との親族関係が分かる戸籍の謄本等 ・士業者→士業者代理人所定の身分証明書の写し等。 なお、身分証明書の写しと同様に、当該資格者代理人の職印に係る印鑑証明書（職印証明書）の写し（原本と相違ない旨の記載はないもの）でも差し支えない。 また、代理人が土地家屋調査士法人等の場合に添付される当該法人の登記事項証明書は、単に資格者代理人であることを証するのみならず、当該法人の代表者の資格を証することをも兼ねるものであるため原本の添付が必要となる。 なお、代理人の権限を証する書面について、原本の添付に加えて、代理人が原本と相違ない旨を記載し、署名又は記名押印をした謄本が添付された場合、登記官はそれらを確認の上、原本

	を返却する。 ・委任状
第１　法定相続情報一覧図つづり込み帳及びその保存期間	
Ｑ８　法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間	Ａ８　法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間は、作成の年の翌年から５年間とされている（規則第２８条の２第６号）。
Ｑ９　一覧図の写しの再交付の申出があったとしても、当初の申出に係る法定相続情報一覧図や申出書等の保存期間が延長されることはないとの理解でよいか。	Ａ９　そのとおり。
Q10　法定相続情報一覧図つづり込み帳につづり込まれた書面については、法第１５３条及び第１５５条の適用はないとの理解でよいか。	A10　そのとおり。 　したがって、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）等に基づき、開示請求をすることができる。
第２　不動産登記の申請等における添付情報の取扱い	
Q11　相続関係説明図に一覧図の写しでは確認することができない身分事項等が記載されている場合（例えば、被相続人の子のうちの一人が先に死亡している場合であって、一覧図の写しには当該子の存在が記載されていないが、相続関係説明図には当該子が記載されているとき）であっても、一覧図の写しを還付されるか。	A11　還付される。

Q12　一覧図の写しに被相続人の最後の住所が記載され、これが登記記録上の住所と同一であった場合は、いわゆる被相続人の同一性について確認がとれたものと取り扱って差し支えないと考えるがどうか。	A12　そのとおり。
第３　法定相続情報一覧図 **１　申出**	
Q13　被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所に申出がされた場合に、登記情報端末を用いて登記情報を参照するなどしてその登記名義人等を確認されるか。	A13　確認されない。 　なお、不動産番号のみが記載された場合は、いわゆる登記所コードが合致しているかどうかを確認される。
Q14　申出先登記所について、規則第２４７条第１項に規定される被相続人の本籍地とは、被相続人の死亡時点の本籍地（最後の本籍地）との理解でよいか。	A14　そのとおり。
Q15　規則第２４７条第３項第３号に規定する被相続人の最後の住所を証する書面が添付されない場合は、申出先登記所を被相続人の最後の住所地を管轄する登記所とすることはできないと考えるがどうか。	A15　そのとおり。
Q16　数次相続において、それぞれの相続に係る申出先登記所が異なる場合（例えば、一次相続において、その被相続人Ａが所有権の登記名義人となっている不動産を管轄する甲登記所に申出をしようとした場合に、併せて申出をしようとする二次相続の被相続人Ｂについては、規則第２４７条第１項本文に掲げられる申出先登記所のいずれにも甲登記所が当たらないときなど）は、一次相	A16　各次の相続に係る申出が併せてされる場合に限り、受領される。

続（又は二次相続）に係る申出先登記所において、便宜二次相続（又は一次相続）に係る申出も受領されるか。	
Q17　申出書及び添付書面は、使者が持参することができると考えるがどうか。	A17　そのとおり。
Q18　法定相続情報を登記官が確認している途中で、申出人が申出の取りやめを求めた場合は、これを認められるか。	A18　認められる。その場合には、申出書及び添付書面の全てを申出人に返却される。
Q19　申出の取りやめは、書面による必要があるか。また、委任による代理人から申出の取りやめをする場合は、取りやめに関する特別な授権が必要か。	A19　いずれもその必要はない。
Q20　昭和２２年５月２日までの間のいわゆる旧民法（明治３１年法律第９号）下において生じた相続についても、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をすることができると考えるがどうか。	A20　そのとおり。
２　法定相続情報一覧図 Q21　続柄について、相続人たる子を「実子」として記載された場合に、訂正を求められるか。	A21　訂正を求められる。 相続手続によっては、実子ではないが実子とみなされる者がいる場合があるところ、一般的に「実子」と記載した場合にこれが実子とみなされる者までを含む表現であるかどうかについては、必ずしも定着した取扱いがないと考えられる。そのため、「実子」と記載された場合には、戸籍に記載される続柄又は「子」に訂

	正を求められる。
Q22　続柄について、相続人に嫡出でない子がいる場合であって、戸籍においては当該子の父母との続柄が「男」や「女」となっているが、法定相続情報一覧図においてこれが「長男」や「二女」と記載されたときは、どのように対応されるか。	A22　飽くまで戸籍の記載に基づき「男」や「女」となることに理解を求められ、申出人の任意により「子」とすることも差し支えない旨併せて案内をするなどして訂正を求められることとなる。
Q23　列挙形式の一覧図に関し、相続人である子について「嫡出子」や「嫡出でない子」との併記があった場合に、訂正（削除）を求められるか。	A23　訂正（削除）を求められない。
Q24　列挙形式の一覧図に関し、兄弟姉妹が相続人であって、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹と父母の双方を同じくする兄弟姉妹がいる場合に、その旨の併記があったとき、訂正（削除）を求められるか。	A24　訂正（削除）を求められない。
Q25　令和３年の規則改正により作成者の署名又は記名押印が記名のみに改められたところ、法定相続情報一覧図の作成者が当該一覧図に相続人として記載される場合においても、作成者としての記名は、省略することはできないという理解でよいか。	A25　そのとおり。
Q26　申出人が相続人として記載されない場合において、法定相続情報一覧図に作成者として署名し、又は記名押印したときは、申出人の記名は、当該作成者の氏名に「申出人」と併記することに代えて差し支えないか。	A26　差し支えない。
Q27　相続人について、法定相続分の併記があった場合に、訂正（削除）を求められるか。	A27　訂正（削除）を求められる。

Q28　被相続人の最後の住所が記載され、かつ、規則第２４７条第３項第３号に規定する書面が添付されている場合に、被相続人の本籍地の併記があったとき、訂正（削除）を求められるか。	A28　訂正（削除）を求められない。
Q29　生年月日の記載について、例えば「Ｓ３０．４．１７」というような略記がされた場合に、訂正を求められるか。	A29　訂正（削除）を求められない。
Q30　被相続人の子のうちの一人が被相続人よりも先に死亡しており、かつ、当該子に代襲者がいない場合に、一覧図に当該子の氏名、死亡年月日等の記載があったときは、その記載の訂正（削除）を求められるか。	A30　訂正（削除）を求められる。
Q31　離婚した元配偶者や被相続人よりも先に死亡した配偶者の氏名等が記載された場合に、訂正（削除）を求められるか。	A31　訂正（削除）を求められる。ただし、具体的な氏名、生年月日や死亡年月日が記載されていない場合（単に「元配偶者」や「（女）」と書かれている場合など、その記載によって相続人のうちの一人との誤認を受けないもの）は、訂正（削除）を求められない。
Q32　相続人について、相続欠格や相続放棄との併記があった場合に、これらの事由を証する書面が添付されていたとしても、訂正（削除）を求められるか。	A32　訂正（削除）を求められる。
Q33　廃除された推定相続人の氏名等が記載され、何年何月何日に廃除された旨の併記があった場合に、訂正（削除）を求められるか。	A33　訂正（削除）を求められる。
Q34　被代襲者の記載について、「被代襲者」の表記に加え、その者の氏名が記載されている場合に、当該氏名	A34　廃除の場合は、訂正（削除）求められる。

の訂正（削除）を求められるか。	
Q35　被相続人の登記記録上の住所の併記があった場合に、訂正（削除）を求められるか。	A35　訂正（削除）を求められる。
Q36　戸籍に記載のある氏名の字は誤字又は俗字であるが、法定相続情報一覧図に記載された氏名の字が正字であった場合は、どのように対応されるか。	A36　法定相続情報一覧図への氏名の記載は、戸籍に記載のある字体でも、正字に引き直されたものでも、いずれでも差し支えない。
Q37　法定相続情報一覧図は、手書きによるものでも差し支えないか。	A37　差し支えない。
Q38　法定相続情報一覧図は、鉛筆書きによるものは認められないと考えるがどうか。	A38　そのとおり。
Q39　婚姻関係を示す線が一本線で表記された場合に、二本線（二重線）への訂正を求められるか。	A39　求められない。
Q40　いわゆる旧民法下において、同一人について隠居による家督相続と死亡による遺産相続が生じている場合の取扱いは、次のとおりでよいか。 １　作成すべき法定相続情報一覧図について 原則、隠居による家督相続を表す一覧図及び死亡による遺産相続を表す一覧図の両方を作成すべきであるが、申出人の任意により、隠居による家督相続を表す一覧図のみの作成を認められる（死亡による遺産相続を表す一覧図のみの作成は認められない）。両方を作成するときは、各葉に１／２、２／２などと付番させ、交付の際には２枚を合綴して一通にまとめて認証される。 ２　相続発生の事由の記載について 隠居による家督相続を表す一覧図については、死亡の年月日に代えて隠居の年月日を記載	A40　そのとおり。 なお、隠居による家督相続ののち、いわゆる臣民法下において同一人が死亡（昭和２３年１月１日以降）した場合の取扱いもこれに準じることとなる。

し、相続人の続柄に家督相続人である旨を併記するか、又は隠居の年月日の付近に家督相続である旨を併記する。死亡による遺産相続を表す一覧図については、死亡の年月日はそのままに、相続人の続柄に遺産相続人である旨を併記するか、又は死亡の年月日の付近に遺産相続である旨を併記される。 ３　被相続人の本籍の記載について 隠居による家督相続を表す一覧図については、被相続人の最後の本籍（施行通達第２の５(2)）ではなく、便宜、隠居時の本籍を記載することとしてもよい。	
Q41　いわゆる旧民法下において、死亡による家督相続が生じている場合は死亡による家督相続を表す一覧図を作成し、相続人の続柄に家督相続人である旨を併記するか、又は死亡の年月日の付近に家督相続である旨を併記することでよいか。	A41　そのとおり。
第４　法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出	
Q42　R3改正通達の施行後において、従前のとおり署名や押印がされた書面によりされた申出は、適正な申出として取り扱われるか。	A42　取り扱われる。
Q43　法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出ができるのは誰か。	A43　申出をすることができるのは、被相続人の相続人（当該相続人の地位を相続により承継した者を含む）。代理人からの申出についてはQ45を参照。申出は、郵送によることも可能である。
Q44　委任による代理人における「親族」とは民法	A44　そのとおり。

（明治２９年法律第８９号）第７２５条に規定する親族であるとの理解でよいか。	
Q45　法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出は、代理人によってできるか。また、職務上請求により戸籍等の取得はできるか。	A45　前段、可能である。代理人が申出する場合は、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名を申出書に記載する必要がある。また、申出人のその委任による代理人にあっては、その親族又は戸籍法第10条の2第3項に掲げるもの(いわゆる士業者)に限定されている(規則第247条第2項2号)。なお、親族については、民法に規定する親族をいう。 　後段、可能である。戸籍法第10条の2第1項各号に定める事由を有する者から申出を行うことの委任を受けた戸籍法第10条の2第3項に掲げるもの（いわゆる士業者）は、職務上請求により戸籍等の取得ができる。 [記載例は別表に記載]
Q46　特別代理人（民法第８２６条等）は、申出を代理することができると考えるがどうか。	A46　そのとおり。
Q47　法定相続情報一覧図保管及び一覧図の写しの交付の申出はどこにするのか。	A47　被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対

	してすることができると規定されている(規則第247条第1項)。申出をすることができる登記所は、申出人の利便性を考慮して申出人による選択が可能となっている。
Q48　例えば、被相続人（便宜、法務太郎とする。）の姉（便宜、法務花子とする。）が唯一の相続人であったが、この姉も後に死亡したことで、相続人不存在となり、相続財産管理人が選任されているとき、当該管理人が被相続人法務太郎の法定相続情報一覧図に係る申出をする場合の取扱いは、次のとおりでよいか。 １　申出書の記載 ⑴　申出人の表示は、氏名として「亡法務花子相続財産」、住所として法務花子の最後の住所、続柄として「姉」とする。 ⑵　代理人の表示は、当該管理人の氏名及び住所（事務所）を記載するほか、相続財産管理人であること及び資格者代理人である場合はその資格名称を併記し、法定相続人をチェックする ２　法定相続情報一覧図の記載 作成者として、当該管理人の資格名称、氏名及び住所事務所）を記載するほか、「亡法務花子相続財産管理人（申出人）」と併記する。	A48　そのとおり。
Q49　利用目的のその他欄について、単に「相続手続のため」と記載された場合、更に具体的な手続の名称の記載を求められるか。	A49　求められる。 単に「相続手続のため」と記載されただけでは、提出先を推認することができないため、例えば、「株式の相続手続」等具体的な記載を求められる。
Q50　利用目的について、「遺産分割調停の申立て	A50　そのとおり。

のため」との記載があった場合に、申出を受領されると考えるがどうか。	
Q51　郵送による申出の場合に、申出の年月日は、郵送された申出書及び添付書面を受領した日であるとの理解でよいか。	A51　そのとおり。
Q52　遺言執行者（民法第１００６条等）は、申出を代理することができると考えるがどうか。	A52　そのとおり。
Q53　遺言執行者が代理して申出がされた場合において、登記官は、専ら代理人が遺言執行者の地位にあることを添付された書面により確認すれば足り、当該代理人が具体的に相続手続を行う権限を有しているかやその必要があるかどうかについてまで確認される必要はないとの理解でよいか。	A53　そのとおり。
第５　添付書面について	
１　被相続人の戸除籍謄本、相続人の戸籍謄抄本等	
Q54　申出書添付書類はどのようなものか。	A54 ①　法定相続情報一覧図 ②　被相続人の出生時から死亡時までの戸除籍謄本又は全部事項証明書 ③　被相続人の最後の住所を証する書面 ④　相続人の戸籍謄本又は全部事項証明書 ⑤　申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは、これを証する書面 ⑥　申出書に記載されている

	申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書「住民票、運転免許証の写しなど」 ⑦　法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、記載した住所を証する書面 ⑧　代理人により申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面（委任状など）
Q55　被相続人の除籍謄本について、いわゆる生殖可能年齢よりも前のものが添付されていなかった場合は、その添付を求められるか。	A55　除籍等が滅失等している場合を除き、求められる（規則第２４７条第３項第号）
Q56　数次相続の場合、複数の被相続人に係る法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出が同時にされることがあり得るが、添付書面たる戸除籍謄抄本の一部がそれぞれの申出において兼ねられる場合、当該謄抄本については複数の申出を通じて一通の添付があれば足りることとして差し支えないか。	A56　差し支えない。
Q57　市町村の取扱いにより、除籍等の謄本を交付することができない旨の市町村長の証明書が発行されない場合は、除籍等の謄本の交付請求書等に対して、市町村の担当者により交付不能の文言が記載されたものをもって代替することとして差し支えないか。	A57　差し支えない。
Q58　被相続人の戸除籍謄本に関し、旧樺太に本籍を有していた者であって、就籍許可により新たな戸籍が編製されている場合には、一部の除籍等を	A58　そのとおり。

添付することができないこととなるが、施行通達第２の５(1)にある「除籍又は改製原戸籍の一部を滅失等していることにより、その謄本が添付されない場合」に準ずるものと取り扱った上で、一部の除籍等を添付することができないことは明らかであることから、その旨の市町村長の証明書の添付を求めることなく法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付を受けることができると考えるがどうか。	
Q59　施行通達第２の５(1)において、被相続人が日本国籍を有しない場合は、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付をすることができないとの例示があるが、相続人のうちの一人でも日本国籍を有しない場合も同様であるか。	A59　同様である。
Q60　施行通達第２の５(1)に関連し、相続人が帰化者である場合は、その者の戸籍謄本、抄本又は記載事項証明書を添付することができるため、法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付を受けることができると考えるがどうか。	A60　そのとおり。
Q61　兄弟姉妹が相続人となる場合は、被相続人の父母に係る戸除籍謄本を求められるか。	A61　そのとおり。
２　申出書記載の申出人氏名・住所と同一の氏名・住所が記載された証明書	
Q62　規則第７２条第２項第１号及び第２号に規定する書面等は、いずれも規則第２４７条第３項第６号に規定する書面（以下「申出人氏名住所確認書面」という。）に該当すると考えるがどうか。	A62　申出人の住所及び氏名の記載があることを前提に、そのとおり。
Q63　申出人氏名住所確認書面と規則第２４７条第４項の規定による住所を証する書面を一通の住民票記載事項証明書で兼ねることは可能か。	A63　可能である。ただし、申出人氏名住所確認書面は、申出人に返却されないため、設

	問の場合に申出人が住民票記載事項証明書の返却を求めるときは、当該住民票記載事項証明書の謄本（原本と相違がない旨の記載があるもの）も添付する必要がある。
Q64　同一の申出人から、同一の登記所に対して同時に２件以上の法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出がされる場合において、各申出に共通する申出人氏名住所確認書面があるときは、複数の申出を通じて一通の添付があれば足りることとして差し支えないか。また、規則第２４７条第３項第７号に規定する代理人の権限を証する書面についても同様の取扱いとして差し支えないか。	A64　いずれについても差し支えない。なお、その場合において、職員は、申出書に１／２、２／２等の任意の番号を付した上で、添付を省略された書面については１／２の申出書と併せて提出された旨を２／２の申出書の余白に適宜記載するなどの方法により明らかにすること。
Q65　申出人氏名住所確認書面について、申出人が成年被後見人であって謄本に原本と相違がない旨を記載することが困難であるなどの場合は、申出人に代わって代理人がその旨を記載することも認められると考えるがどうか。	A65　そのとおり。
３　代理人権限証明書面 Q66　親族による代理について、代理人の権限を証する書面が例えば規則第２４７条第３項第４号の規定により提出される戸籍謄抄本と同一である場合に、当該代理人の権限を証する書面の添付は省略することができるとして差し支えないか。	A66　差し支えない。ただし、代理人の権限を証する書面は、その謄本（原本と相違がない旨の記載があるもの）がなければ代理人に返却されないため、左記の場合に代理人が戸籍抄本の返却を求めるときは、当該謄本も添付を求められる。

Q67　Ｒ３改正通達により各書面における認印の押印が不要となったが、委任状についても押印は不要という理解でよいか。	A67　そのとおり。 　なお、委任状の記載事項その他添付書面等からその真正性に疑義が生じた場合には、委任状を提出した代理人から委任を受けた経緯を聞き取るなどにより、委任状の真正性を確認される。
Q68　委任状への記名押印は、署名に代えることができると考えるがどうか。	A68　そのとおり。
Q69　委任状に記載する委任事項は、単に被相続人何某の相続手続に関することとあるだけでは足りず、法定相続情報一覧図の保管等申出の件であるとか、相続登記の申請などの具体的な相続手続の件であることを記載する必要があると考えるがどうか。	A69　そのとおり。
Q70　代理人の権限を証する書面のうち、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したもの（例えば、成年後見人が代理する場合における後見登記等ファイルの登記事項証明書)は、作成から３か月以内のものである必要があるか。	A70　必要はない。
Q71　委任による代理人として戸籍法第１０条の２第３項に掲げられる資格者代理人が申出をするときに、代理人の権限を証する書面として、当該資格者代理人の職印に係る印鑑証明書（以下「職印証明書」という。）を添付しようとする場合は、いわゆるカード形式の身分証の写しと同様に、当該職印証明書の写し（原本と相違ない旨の記載はないもの）でも差し支えないと考えるがどうか。また、代理人が司法書士法人等の場合に添付される当該法人の登記事項証明書についてはどうか。	A71　前段について、そのとおり。後段について、司法書士法人等の登記事項証明書は、単に資格者代理人であることを証するのみならず、当該法人の代表者の資格を証することをも兼ねるものであるため、原本の添付が必要となる（原本返却を求める場合は、施行通達第２の５(5)ウ）。

Q72　司法書士法人等が代理する場合に、当該法人の会社法人等番号が申出書に記載されたとしても、当該法人の登記事項証明書の添付は省略することができないと考えるがどうか。 　また、相続による権利の移転の登記等の申請と併せて法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出があった場合に、当該申請に係る添付情報として会社法人等番号が提供したときも同様と考えるがどうか。	A72　いずれもそのとおり。
Q73　保佐人・補助人の代理権目録の記載は、「法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出に関する件」という具体的な記載まで求められるか。	A73　求められない。 法定相続情報証明制度は、相続手続に利用するものであるため、当該相続手続に関する代理権が認められていれば足りる（例えば、「財産の管理・処分」や、「相続に伴う不動産登記の申請」との記載など。）
Q74　成年後見人等に係る後見登記等ファイルの登記事項証明書に代えて、選任に係る審判書及び確定証明書が添付された場合は、これを代理人の権限を証する書面として取り扱われるか。	A74　取り扱われる。
Q75　施行通達第２の５(5)ウにより委任状の原本の返却を求めた場合は、当該委任状は他の用途に利用する必要があるという理解をして、返却されるか。	A75　返却される。
Q76　委任による代理人から、相続による権利の移転の登記等の申請と併せて法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出がされた場合に、当該登記申請には委任状の原本及び謄本（原本と相違ない旨の記載あり）が添付され、当該申出には委任状の謄本（施行通達第２の５(5)	A76　そのとおり。

ウにのっとったもの）が添付されたときは、当該申出について委任状の原本が添付されたものと取り扱われるか。	
第６　法定相続情報一覧図への相続人の住所の記載について	
Q77　法定相続情報一覧図における相続人の住所は、相続人の住所を証する書面にあるとおり記載される必要があると考えるがどうか。	A77　そのとおり。
Q78　相続人が複数いる場合に、住所が記載される相続人と記載されない相続人が混在しても差し支えないか。	A78　差し支えない。
Q79　本制度において、住所を証する書面に代えて、住民票コードによって住所を確認する取扱いは認められないと考えるがどうか。	A79　そのとおり。
Q80　本制度において、印鑑証明書は、住所を証する書面として取り扱うことができると考えるがどうか。	A80　そのとおり。
Q81　法定相続情報一覧図において、既に死亡している相続人の最後の住所を記載しても差し支えないか。	A81　差し支えない。
第７　一覧図の写しの交付等	
１　不備がある場合の取扱い	
Q82　法定相続情報一覧図の訂正について、何字削除何字加入などとしていわゆる見え消しの方法による訂正は認められるか。	A82　認められない。法定相続情報一覧図の訂正をする場合は、新たに作成し直すか、修正テープ等により直接修正す

	ることとなる。
Q83　申出書の訂正について、何字削除何字加入などとしていわゆる見え消しの方法による訂正は認められるか。	A83　認められる。
Q84　申出書に不備がある場合に、それが軽微な誤字・脱字であるならば、登記所職員において便宜直されるのか。	A84　そのようになる。
Q85　施行通達第２の７(2)ウ(ｱ)における申出書及び添付書面を返戻する旨の通知は、書面による必要があるか。	A85　必要はない。
Q86　施行通達第２の７(2)ウ(ｲ)において、不備が補完されない場合には、申出があった日から起算して３か月を経過したのち、申出書及び添付書面を廃棄して差し支えないとあるが、具体的な廃棄の時期は例えば年１回など適宜まとめられることとなるか。	A86　そのようになる。
２　法定相続情報一覧図の保存 Q87　法定相続情報一覧図をスキャナを用いて保存する際に、添付された法定相続情報一覧図の上下左右の全面にわたって記載されているためにスキャナで読み取った際に見切れが生じるなどの場合には、必要に応じて縮小をして読み取るのか。	A87　そのようになる。
３　一覧図の写しの交付等 Q88　登記所窓口における交付及び返却について、これらを使者が受け取ることは可能であると考えるがどうか。	A88　そのとおり。
Q89　登記所窓口における一覧図の写しの交付及び添付書面の返却について、印鑑を忘失等した場	A89　返却される。

合に、申出の際に添付された申出人氏名住所確認書面と当該交付及び返却の際に提示されたものが同一でない（例えば申出書には申出人氏名住所確認書面として住民票記載事項証明書が添付されているが、登記所窓口において運転免許証の提示を受けたときなど）としても、氏名及び住所により申出人との同一性を確認することができれば、一覧図の写しの交付及び添付書面の返却はされるか。	
Q90　登記所窓口における一覧図の写しの交付及び添付書面の返却について、その準備が整ったことを申出人等に連絡することに加え、申出書の受領時等に事前に交付等予定日を希望しても差し支えないか。	A90　差し支えない。
Q91　一覧図の写しの交付及び添付書面の返却を送付の方法によりする場合に、書留郵便や普通郵便などの別は、専ら申出人の意向によって取り扱われるものとの理解でよいか。	A91　書留郵便等発送記録が残る方法によることが望ましいが、そのとおり。
Q92　施行通達第２の７(5)ウの「申出があった日から起算」について､申出の内容に不備があり､補完をした場合には、当該補完をした日が申出があった日とみなされるため、当該補完をした日が起算日となるとの理解でよいか。	A92　そのとおり。
第８　一覧図の写しの再交付	
Q93　一覧図の写しの再交付は、法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間が満了するまでの間、応ぜられるとの理解でよいか。	A93　そのとおり。
Q94　申出人以外の相続人は、再交付の申出をすることができないとの理解でよいか。	A94　そのとおり。 申出人以外の相続人が一覧

	図の写しの交付を受けたい場合には、当初の申出人から再交付の申出に係る委任を受けるか、又は改めて法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をすることとなる。
Q95　申出人の相続人は、再交付の申出をすることが可能か。可能である場合、どのような添付書面を求められることとなるか。	A95　可能である。 　その者が申出人の相続人であることを証する書面及びその者の申出人氏名住所確認書面の添付を求められることとなる。
Q96　施行通達第２の８(3)における再交付の申出をすることができる者の確認は、電磁的記録に保存した一覧図によって当初の申出人の氏名及び住所を確認することができる場合は、当初の申出において提供された申出書を確認される必要はないと考えるがどうか。	A96　そのとおり。
第９　法定相続情報に変更が生じたとして再度の申出があった場合	
Q97　再度の申出における添付書面は、当初の申出同様、規則第２４７条第３項各号に掲げられる書面が必要となるとの理解でよいか。	A97　そのとおり。
Q98　H30改正通達による取扱いの変更を踏まえて、当初の申出人が、既に登記所に保管している法定相続情報一覧図の続柄の記載を改めたり、被相続人の本籍を追記したりしたいという場合には、再度の申出を認められると考えるがどうか。	A98　そのとおり。

第１０　連盟による申出について	
Q99　申出人を複数の相続人とする、いわば連名による申出は可能か。可能である場合、申出書はどのように提供・記載すべきか。	A99　可能である。申出書に別紙を付ける等して、申出人の表示を列挙する方法による。
Q100 連名による申出において、申出人の住所地を管轄する登記所に申出をする場合は、連名の申出人のいずれか一人の住所地が当該登記所の管轄地に属することで足りると考えるがどうか。	A100 そのとおり。
Q101 連名による申出の場合は、その申出の取りやめは、連名の申出人の全員から求める必要があると考えるがどうか。	A101 そのとおり。
Q102 連名による申出において、連名の申出人のうちの一人が委任によって当該申出人の代理人を立てることは可能であると考えるがどうか。	A102 そのとおり。
Q103 連名による申出において、施行通達第２の７(5)アによる申出書の「受取」欄への押印は、連名の申出人のうちのいずれか一人がすることで足りると考えるがどうか。	A103 そのとおり。

別表（関連Ａ45）

利用目的の種別	２
事件の種類	法定相続情報一覧図の保管及び法定相続情報一覧図の写しの交付の申出の代理
依頼者の氏名又は名称	甲野乙郎
依頼者について該当する事由	戸籍法第10条の2第1項：☑1号　□2号　□3号
上記に該当する具体的事由	令和〇年〇月〇日死亡した被相続人〇〇の相続人として、相続に起因する〇〇の手続を行うため